

さいたま市告示第379号

令和8年3月29日に実施するさいたま都市計画事業南与野駅西口土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、令和8年2月5日から同年2月18日まで公衆の縦覧に供したところ、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第3項の規定に基づく異議の申出がなかったため、同令第22条第1項の規定により公告するとともに、この選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定めたため、同令第22条第4項の規定に基づき公告する。

令和8年3月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 選挙すべき委員の数

- (1) 宅地所有者が選挙すべき委員の数 7人
- (2) 借地権者が選挙すべき委員の数 1人